

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第八十七号

昭和二十四年六月二十五日法律第二百十八号食糧管理法第三十條ノ八第二項の規定に基き碎麦管理の特例に關する鳥取縣碎麦管理規則を次のように定める。

昭和二十四年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣碎麦管理規則

第一條 食糧管理法第三十條ノ八第二項の規定による碎麦の取扱に關してはこの規則の定めるところによる。

第二條 食糧管理法第九條に基く命令はこの規則に基く碎麦には適用しない。

第三條 この規則において麦類とは大麦、はだか麦、小麦、マイロをいふ委託加工業者とは政府から委託をう

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和二十四年九月二日 金曜日
第二千四百二十二号

けて麦類の搗精又は圧扁加工の業を営む者をいふ碎麦とは当該委託に基いて行われる麦類の搗精又は圧扁加工の工程において生産される麦類の碎粒をいう。

第四條 委託加工業者はその生産した碎麦を処分しようとするときは予めその処分計画を定め知事の許可を受けなければならない。

第五條 前條の規定による許可の申請があつた場合において知事は必要と認めるときは当初の処分計画の変更を條件としてこれを許可することができる。

第六條 知事は前條の規定により処分計画を許可しようとするときは予め食糧事務所長に協議し、その意見を求めなければならない。

第七條 委託加工業者は第四條の規定により許可を受けたる処分計画に従い碎麦を処分しなければならない。

第八條 委託加工業者は毎月始めその前月中に於て生産

した碎麦の数量を知事及び食糧事務所長に報告しなければならぬ。

第九條 第四條及び前二條の規定に違反した委託加工業者に対して二千円以下の過料を科する。

附則

この規則は公布の日から施行する。

◇鳥取縣規則第八十八号

昭和二十二年政令第三百二十七号地方公共団体手数料令に基き鳥取縣煙火又はがん具用普通火工品生産許可手数料及び産業用火薬類使用許可手数料徴收規則を次のように定める。

昭和二十四年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣煙火又はがん具用普通火工品生産許可手数料及び産業用火薬類使用許可手数料徴收規則

第一條 銃砲火薬類使用許可証の交付を受けた者はこの規則の定めるところにより手数料を納めなければならない。

らない。但し許可証の亡失毀損等による再交付の場合はこの限りでない。

第二條 許可手数料は次に定める額とする。

一、煙火又はがん具用普通火工品生産許可手数料 一件につき 四百円

二、産業用火薬類使用許可手数料 一件につき 二百円

第三條 許可手数料は許可証の交付を受けたとき納付しなければならない。

附則

この規則は公布の日から施行する。

◇鳥取縣規則第八十九号

建設業法施行細則を次のように定める

昭和二十四年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

建設業法施行細則

第一條 鳥取縣における建設業法の施行に關しては、建

設業法（昭和二十四年法律第百号、以下法という）同施行令（昭和二十四年政令第二百八十四号、以下政令という）及び同施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号、以下省令という）によるの外この規則の定めるところによる。

第二條 法、政令、省令及びこの規則の定めるところにより、知事に提出する登録申請書その他すべての書類は、その主たる営業所の所在地を所轄する土木出張所長を経由して、八部（正本一通、副本二通他の五通は寫とする）提出しなければならない。但し、商業届は一部とする。

第三條 法第十六條の規定により、建設業者登録簿閲覧所（以下閲覧所という）を次のように設置する。

名 称	場 所
建設業者登録簿	鳥取市東町 鳥取縣 土木部經理課内
鳥取縣閲覧所	鳥取市江崎町 同鳥取土木出張所内
同鳥取閲覧所	八頭郡賀茂村郡家 同郡家同
同郡家同	東伯郡倉吉町巖城 同倉吉同
同倉吉同	

同米子同 米子市東町 同米子同
同根雨同 日野郡根雨町 同根雨同
2 閲覧所は夫々鳥取縣土木部經理課長、鳥取縣各土木出張所長が管理する。

第四條 閲覧所には、法第十六條に規定する書類（以下登録簿 という）を備える。

第五條 閲覧は、無料とする。

第六條 閲覧所の開閉はすべて鳥取縣庁の執務時間の例による。

第七條 登録簿等を閲覧しようとするときは、その旨を所定の用紙に記入して申し込み、所定の場所において閲覧しなければならない。

第八條 閲覧人は係員の指示に従い登録簿等、その他器具を破損しないよう丁寧に取り扱いなければならない。

第九條 この規則に背き不都合の行爲をした者に対しては、閲覧を停止又は禁止することができる。

附則
この規則は、公布の日から施行し、昭和二十四年八月二十日から適用する。

告示

鳥取縣告示第四百七十九号

昭和二十二年七月鳥取縣告示第二七八号鳥取縣国民健康保險委員會規程の一部を次のように定める。

昭和二十四年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣国民健康保險委員會規程中改正規程

第二條中第一号及び第二号を次のように改め第三号を削り以下順次繰り上げる。

- 一、国民健康保險を行う市町村（以下市町村という）の條例の制定、変更又は廃止並びに国民健康保險組合（以下組合という）の設立、解散及び分合に関する事項
- 二、国民健康保險を行う社団法人（以下社団法人という）の許可またはその取消に関する事項。

第三條中「臨時委員は」の下に「市町村」を組合の次に「社団法人及び団体連合会」を加え「代行人及び組合連合会」を削る。

第七條中「組合」を「保險者」に改める。

附則

この規程は昭和二十四年八月一日から適用する。

鳥取縣告示第四百八十号

家畜傳染病予防法第七條の規定により次のように狂犬病予防注射を実施する。

昭和二十四年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

- (一) 家畜の種類 犬
- (二) 区域及び日時

00020

00019

接 種 日

区 域 (市町村)

実施場所

昭和二十四年 九月二十日	(午前一〇時から午後二時まで)	東郷村、大正村	大正村役場
同	同	松保村、湖山村、賀賀町	湖山村同
同	同	豊実村、明治村	豊実村同
同	同	吉岡村、大郷村	吉岡村同
同	同	美穂村、大和村、神戸村	大和村同
同	同	寶木村、酒津村、瑞穂村	寶木村同
同	同	末恒村	末恒村同
同	同	浜村町、逢坂村、勝谷村	浜村町同
同	同	鹿野町、小鷲河村	鹿野町同
同	同	日置谷村、日置村、青谷町、中郷村、勝部村	青谷町同
同	同	米里村、倉田村、津ノ井村	米里村同
同	同	宇倍野村、或器村、大茅村	宇倍野村同
同	同	福部村	福部村同
同	同	東村	東村同
同	同	本庄村、小田村、浦富町、田後村	浦富町同
同	同	大岩村、網代村	大岩村同
同	同	岩井町、蒲生村	岩井町同
同	同	二九日	

同	三〇日 (午前九時から午後四時まで)	鳥取市、面影村	鳥取保健所
同	十月 一日 同	鳥取市	鳥取農專家畜病院
同	九月二〇日 (午前九時から午後五時まで)	米子市旧市内	米子市役所
同	同	同車尾附近	同車尾支所
同	同	同福生、福米、加茂	同福米支所
同	同	同旗崎、川崎附近	同住吉支所
同	二二日 (午前十時から午後五時まで)	逢坂村、光徳村	逢坂村役場
同	同	名和村、御來屋町	御來屋町同
同	二二日 同	庄内村、大山村、所子村	所子村同
同	同	大和村、淀江町、高麗村、宇田川村	淀江町同
同	九月三〇日 同	日吉津村、巖村、春日村	巖村同
同	同	成美村、尙徳村、五千石村	尙徳村同
同	二四日 同	天津村、手間村、賀野村	手間村同
同	同	大國村、法勝寺村、東長田、上長田村	法勝寺村同
同	二六日 (午前十時から午後五時まで)	縣村、大幡村、幡郷村	大幡村同
同	同	大高村、大山村 (赤松附近)	大高村同
同	同	境町、外江町、上道村	境町同
同	二七日 同	余子村、灘村	余子村同

同	二八日 同	中浜村、大篠津村	中浜、同
同	同	和田村、富益村、崎津村	富益村同
同	二九日 同	夜見村、彦名村	夜見村同
同	九月二〇日 (午後一時から四時まで)	倉吉町一帯、社村	倉吉保健所
同	二二日 (午前十二時から午後三時まで)	上井町、西郷村、中北條村、上北條村、下北條村	上井町公会堂
同	同	三朝村、三徳村、小鹿村	三徳村役場
同	十月 五日 同	旭村、竹田村	旭村家畜市場
同	九月二四日 (午前十時から午後三時まで)	東郷松崎村、花見村、舍人村	東郷松崎組合役場
同	二六日 (午前十時から午後一時まで)	宇野村、泊村、淺津村、橋津村、長瀬村	長瀬村同
同	二七日 (午前十二時から午後四時まで)	高城村、北谷村	北谷村同
同	二八日 (午前十二時から午後三時まで)	小鴨村、上小鴨村	小鴨村同
同	二九日 同	矢送村、南谷村、山守村	矢送村家畜市場
同	三〇日 (午前十時から午後三時まで)	八橋町、浦安町、下郷村、上郷村、古布庄村	浦安町役場
同	十月 一日 (午前十時から午後一時まで)	安田村、成美村、赤碓町、以西村	成美村同
同	三日 同	下中山村、上中山村	下中山村
同	四日 同	由良町、大誠村、榮村、灘手村	由良町家畜市場
同	九月二〇日 (午前九時から午後一時まで)	下私都村、中私都村、上私都村	中私都村役場
同	二二日 同	大伊村、船岡村	船岡村同

同	二二日	同	賀茂村、國中村、大御門村	智頭保健所郡家分室
同	十月 三日	同	智頭町、山郷村	智頭保健所
同	九月二四日	同	隼村、安部村、八東村	安部村役場
同	二六日	同	丹比村、若櫻町、池田村	若櫻町同
同	二七日	同	用瀬町、大村、社村	用瀬町同
同	二八日	同	河原町、国英村	国英村同
同	二九日	同	八上村、散岐村	八上村同
同	三〇日	同	佐治村	佐治村同
同	十月 一日	同	西郷村	西郷村同
同	九月二〇日	(午前九時から午後一時まで)	福榮村	福榮村同
同	二一日	同	石見村	石見村同
同	二二日	同	多里村	多里村同
同	十月 四日	同	日野上村	日野上村同
同	九月二四日	(夫々午前十一時半から午後〇時、午後三時から午後四時まで)	大宮村、阿毘縁村	大宮村、阿毘縁村同
同	二六日	(午前八時から午前十時まで)	山上村	山上村同
同	二七日	(午前十時から午後〇時まで)	黒坂町	黒坂町同
同	二八日	(午前九時から午後〇時まで)	日野村、根雨町	根雨町同
同	二九日	同	江尾町、神奈川村、米沢村、日光村の一部	江尾町同

三 実施要領

一、区域内に飼養する畜犬は各所定の日時場所にひきつれて注射を受けねばならない。但し指定の区域でなくとも便宜上最寄りの場所にひきつれることは差支なく。

- 同 三〇日 (午前八時から午後〇時まで)
- 同 十月 一日 (午前九時から午後〇時まで)
- 同 三日 (午前十時から午後〇時まで)

- 溝口町、日光村の一部
- 二部村
- 八郷村
- 溝口町
- 二部村同
- 八郷村同

◇鳥取縣告示第四百八十一号

鳥取縣建設業審議会規程を次のように定める。

昭和二十四年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣建設業審議会規程

第一條 建設業法第三十三條の規定により鳥取縣建設業審議会(以下審議会という)を設置する。

第二條 審議会は、知事の行う処分に対する建設業法に規定する同意についての議決を行うとともに、知事の諮問に応じ、建設業の改善に関する重要事項を調査審議することを目的とする。

第三條 審議会の事務所は、鳥取縣土木部管理課内に置く。

第四條 審議会は、委員二十名を以て組織する。

2 委員は、次のものの中から、知事が建設大臣の承認を得て命じ又は委嘱する。

- 一、関係各庁の職員 六名
- 二、学識経験のある者 四名
- 三、建設工事の需要者 五名
- 四、建設業者 五名

第五條 関係各庁の職員のうちから命ぜられた委員を除く他の委員の任期は四年とする。但し補缺の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることが出来る。

第六條 審議会に会長を置く。会長は、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、学識経験のある者である委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

第七條 審議会に幹事若干名を置く。幹事は、審議会の議をへて会長がこれを委嘱する。

第八條 審議会に書記若干名を置き、会長がこれを委嘱する。書記は、会長の命を受けて庶務に従事する。

第九條 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことが出来ない。

2 関係各庁の職員、学識経験のある者、建設工事の需要者又は建設業者のいづれか一に属する委員の出席者の数が出席総数の二分の一をこえるときは、議事を決することが出来ない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第十條 審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会はそれぞれ関係各庁の職員、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者であるうちから会長が指名した者で組織する。

3 前項の委員の数は、建設工事の需要者及び建設業者より同数を指名し、委員総数の三分の二以上であつてはならない。

4 小委員会の委員のうちから会長が指名し、委員

長の職務を行う。

5 審議会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

第十一條 この規程に定めるものを除く外、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

第十二條 この規程は公布の日から施行し、昭和二十四年八月二十日から適用する。

第十三條 最初に審議会の委員となる者の任期は、関係各庁の職員のうちから命ぜられた委員を除き、その半数は二年、他の半数は四年とし、最初の会議において抽籤で定める。

鳥取縣告示第四百八十二号

農地調整法第九條ノ四の規定により、次のように小作料の額の変更の件を認可した。

昭和二十四年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、認可年月日 昭和二十四年九月一日

二、申請した農地委員会

- 岩美郡東 村農地委員会
- 八頭郡八上村同
- 同 上私都村同
- 同 下私都村同
- 同 山形地区同
- 同 氣高郡美穂村同
- 同 東伯郡東郷村松崎村組合同
- 同 花見村同
- 同 大誠村同
- 同 下北條村同
- 同 由良町同
- 同 西伯郡光徳村同
- 同 境 町同
- 同 日野郡日野上村同
- 同 山上村同
- 同 阿昆縁村同

三、当該農地の所在、地番、地目及び面積

別冊の通り。

(別冊は鳥取縣農地部農地課並びに右申請各町村(地区)農地委員会に備え附けて置く。)

四、認可をした小作料の種類別別冊の通り。

(別冊は鳥取縣農地部農地課並びに右申請町村(地区)農地委員会に備え附けて置く。)